

平成 29 年度中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座

【前期】第 2 回

「団体交渉、不当労働行為救済手続きにおける使用者側弁護士の対応」

弁護士 池 本 優 子

平成 29 年 5 月 17 日 (水)、本年度中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座前期第 2 回「団体交渉、不当労働行為救済手続きにおける使用者側弁護士の対応」を受講して参りました。

第 1 テーマは「合同労組・ユニオンとの団体交渉における使用者側弁護士の対応」です。合同労組・ユニオンとは、自分の会社に労働組合が存在しない場合でも、企業の枠を超えて個人で加入できる労働組合のことです。街宣活動やビラ配りなどの激しい活動が行われることもあります。

団体交渉の拒否は不当労働行為に当たりますので、会社が申入れを受けたときに、防衛しつつ、何にどこまで対応し、どのように交渉をコントロールしていくのかはとても重要で、専門的な判断が求められます。実務上の細かな留意点も含めた講義は非常に勉強になり、実務に役立つところが大きいと感じました。

第 2 テーマは「不当労働行為救済手続きにおける使用者側弁護士の対応」として、労働委員会における手続きの特性等について講義頂きました。裁判所で行われるのとはかなり色合いの異なる手続きであり、講師の方の経験知に基づく様々なノウハウが非常に参考になりました。

労働法制全体が使用者にとってとてもシビアである分、依頼を受ける弁護士は、常にこのような研修の機会を利用して、専門性を高めていく必要があると感じました。

以上

平成 29 年度中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座

【前期】第 3 回

「医療法人の運営、事業承継」

弁護士 池 本 優 子

平成 29 年 6 月 5 日（月）、本年度中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座前期第 3 回「医療法人の運営、事業承継」を受講して参りました。

第 1 テーマは「医療法人の運営及び設立」です。講師を務められた弁護士の方は、一般の法律事務で勤務した後、職員として医療法人に入職したという珍しい経歴の持ち主です。保健局による立入検査や厚生局による適時調査への対応等、職員としての実務経験に基づく専門的なお話を伺うことができました。

第 2 テーマは「社団医療法人の事業承継」です。社団医療法人は株式会社とは異なるいくつかの特質があり、そのため、事業承継の手続きも、株式会社と同じと考えてはうまくできません。いくつかの留意しなければならないポイントについて簡潔に講義いただき、勉強になりました。

医療法人の仕組みや実務上の留意点は、一般の弁護士にとってはあまり馴染みがないところだと思います。民事事件としては多くの弁護士が経験する基本的な事件であっても、医療法人が関係した途端、その仕組みや業界の動向等に対する基本的な理解がないと対応できなくなると思いますので、勉強を重ねていくことが大事だと感じました。

以上